

(別記)

奈良県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県における水田は、平成28年度で15,200ha（内、本地面積14,000ha）と、本県の全耕地面積（21,400ha）の71.0%を占めている。

平成28年度に本県水田で栽培された作物のうち、水稻が8,710ha（主食用作付面積8,680ha）と全体の57%を占めている。その他の土地利用型作物としては、小麦108ha（全体の0.7%）、大豆125ha（同0.8%）、飼肥料作物219ha（同1%）があり、水稻とあわせて9,162ha（同60%）である。

経営所得安定対策にかかる平成28年度の「米の直接支払交付金」の申請面積は、1,918ha（4,317件）と、平成28年の主食用水稻栽培面積の22%にとどまっており、主食用米を生産する農業者の7割強は「米の直接支払交付金」に参加していない。

平成28年度における本県の転作面積は、水田本地面積（14,000ha）から生産数量目標（8,046ha）を除いた5,954haであり、全国的にみても高い転作率となっており、水田をフル活用するためには、主食用米以外の有望な品目の導入が課題となっている。

そのような状況の中で、小麦は、平成28年産の栽培面積が108ha（転作面積対比1.8%）で、単一作物としては比較的大きな面積で栽培されている。また、非主食用米への取り組みは、平成28年度の水田活用の直接支払交付金申請面積が、米粉用米30ha、飼料用米68ha、WCS用稲50haとなっている。

野菜や花きなどは、地域毎に多様な品目が作付けされているが、生産性を維持・向上できる取り組みが課題である。

また、水田の利用としては、平成27年は、作付延べ面積11,600haのうち水稻が8,870ha作付されている他、野菜が1,660haと地域特性を活かした品目が栽培されているものの、水田の耕地利用率は74.8%と全国で最も低く、不作付地や耕作放棄地が課題となっている。

更に、小規模で不整形な農地が多く、かつ農地が分散錯綜していることや、担い手の兼業化、高齢化が進展していることから、農地を集約して効率的な営農を実現することが困難となっている。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

本県産米は、県産「ヒノヒカリ」が、平成22年から平成27年まで、米の食味ランキングで6年連続特Aの評価を獲得するなど、高品質米をアピールするブランド化を図りながら、生産数量目標に沿った作付けの推進を図る。

また、平成30年からの米政策改革の着実な実行に向け需要に応じた生産を推進するため、県産米の在庫量の推移等の把握に努める。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

畜産農家の需要に応じた米の生産を推進する。

平成28年度の県内需要量は、1,610tであるのに対し、平成28年の生産量は、約350tと県内需要を満たせていない状況である。

多収品種の導入については、主食用米への異品種混入防止のため、収穫・乾燥調製の体制や栽培ほ場の集団化等の対策が必要であるため、当面は主食用米とほぼ同じ栽培方法で取り組めるうるち米（県奨励品種）を用いた取り組みを進める。

このことにより、主食用米とほぼ同じ栽培方法で取り組めることから、非主食用米への取り組みは、拡大できると見込んでおり、平成30年度の目標面積は、110haとする。

多収品種について、県内で実施した展示ほの結果や、現在、栽培されていない主食用品種の知事特認等について検討し、導入に向けた検討を行う。

イ 米粉用米

製粉業者の需要に応じた米の生産を推進する。

現在、実需者である製粉業者は、県奨励品種の利用を希望しているため、県奨励品種での取組を推進する。

これらのことから飼料用米および米粉用米の県内作付けを推進するため、産地交付金を設定し、県奨励品種（うるち米）の省力化や単収増加による生産性向上を図るための取り組みとして、播種同時施肥や田植え同時防除、側条施肥、共同乾燥調製施設の利用並びに後期追肥（実肥）の施用を推進する。

ウ WCS用稲

畜産農家の需要に応じた米の生産を推進する。

現状の機械装備等の状況より、現状より面積拡大は、困難な状況であるため、取り組み面積を維持しながら、生産管理の徹底や、適期収穫等の推進より、生産量の増加や品質安定対策を実施する。

また、WCS用稲生産を主体に、飼料用米生産と併せ、耕畜連携の取組を推

進するため、「産地交付金」を活用する。

エ 加工用米

現状では、取り組みは行われていないが、実需者の需要に応じ、生産の推進を図る。

オ 備蓄米

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に基づき政府が買い入れる備蓄米への取組を推進する。

水田を有効活用し、国と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡資格者」という。）に対して出荷を行う備蓄米の作付面積に応じて追加配分される「産地交付金」を活用する。

（3）小麦、大豆

小麦は、集落営農組織などの多くの農業者が取り組んでいる作物であり、転作には重要な土地利用型作物である。

県内実需者からは、地産地消をアピールする商品開発を行うため、県産小麦の増産に対して要望がある。

小麦の栽培面積の拡大と収量・品質の向上を図るため、生産性向上と担い手の育成に対するインセンティブを高める、国の「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金」、県で設定する「産地交付金」を活用する。

以上のことを踏まえて、平成30年度には122haに栽培面積を拡大することを目標とする。

大豆栽培のインセンティブ向上には、国の「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金」を活用する。

平成30年度の栽培面積は195haに拡大することを目標とする。

（4）そば、なたね

そば及びなたね栽培継続及び品質向上に対するインセンティブを高めるため、国の「畑作物の直接支払交付金」及び作付面積に応じて追加配分される「産地交付金」を活用する。

そば及びなたねへの取り組みは、取り組み面積を維持しながら継続的に実施する。

（6）野菜

野菜・花きなどについては、県が選定する「大和野菜」や施設・露地野菜及び花きなど多様な品目により転作が行われており、地域毎に地域の実情に応じた対策を講じる。また、水稻に代わる高生産性作物として、生食用野菜と比較して低コスト生産が可能な、加工用野菜への取り組みを推進するため、県で設定する「産地交付金」を活用する。

(7) 不作付地の解消

主食用米とほぼ同じ栽培方法で取り組めるうるち米（県奨励品種）を用いた米粉用米・飼料用米を、国の水田活用の直接支払交付金や県で設定する産地交付金を活用して推進を図り、不作付地の解消を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 28 年度の作付面積 (ha)	平成 29 年度の作付予定面積 (ha)	平成 30 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米	8, 6 8 0	8, 5 3 7	8, 0 0 0
飼料用米	6 8	7 1	1 1 0
米粉用米	3 0	3 0	5 0
WCS用稲	5 0	5 0	4 2
加工用米	0	0	2
備蓄米	0	0	6
小麦	1 0 8	1 1 4	1 2 2
大豆	1 2 5	1 3 0	1 9 5
飼料作物 (WCS用稲を除く)	3 9	3 9	3 9
そば	7	7	4
なたね	1	2	3
その他地域振興作物	1, 7 1 5	1, 7 8 7	2, 4 9 0
野菜	1, 3 2 1	1, 4 5 1	1, 9 4 5
果樹	6 1	7 0	8 2
花き・花木	1 5 0	1 6 9	2 7 5
景観形成作物	5 9	6 2	8 8
地力増進作物	3	3	4
雑穀	2	2	4
その他作物	2 8	3 0	9 2

4 平成 29 年度に向けた取組及び目標

取組番号	対象作物	取組	分類	指標	平成 28 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
1	小麦	担い手の育成及び生産性向上に取り組んだほ場での作付け	ア	実施面積	106.0	115.3
2	新規需要米 (米粉用米・飼料用米)	生産性向上に取り組んだほ場での作付け	ア	実施面積	69.3	147.6
3	加工用野菜	実需者等と販売契約を結んだ農業者の取組	ア	実施面積	2.1	12.9
4	二毛作助成	二毛作を行い水田有効活用を行う取組	ア	実施面積	65.0	65.0
5	耕畜連携助成	耕畜連携を行う取組	ア	実施面積	56.5	60.0

※「分類」欄については、実施要綱（別紙 16）の 2（5）の ア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。（複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか 1 つ記入してください。）

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

※平成 30 年度以降の目標値を設定している場合は、「平成 29 年度（目標値）」欄の右に欄を設け、目標年度及び目標値を記載してください。

※現状値及び目標値が単収、数量など面積以外の場合、（ ）内に数値を設定する根拠となった面積を記載してください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。